

# 建設工事の契約手続きについて

## 【 契約書の作成にあたって 】

- 落札（決定）日から起算して **5 営業日以内** に管財課にて契約を締結すること。（**契約日は、落札（決定）日から起算して 5 営業日目** とすること。工期は、契約日の翌日からとすること。）
- 契約保証を伴う時は、契約前に手続き（現金納付・契約保証会社・銀行等）が必要となるので、速やかに行うこと。また、契約日は**契約保証の成立した日以降** とすること。
- 建設リサイクル法の対象工事か否か、契約前に工事担当課に確認すること。対象工事か否かで**契約書表紙の様式が異なります**。詳細は別紙「建設リサイクル法に関する契約手続きフロー」により進めること。
- 工事名・工事場所は、公告又は指名通知書のとおりの誤りの無いように記載すること。（工事番号（概要書に記載されている場合がある）については、契約書上は使用していないので記載しないこと。）
- 金額・契約日の記入を誤った場合、訂正は出来ないので注意すること（作成し直す）。
- 契約書は約款・仲裁合意書・（備考別表）を含めて袋綴じにして 2 部作成し、1 部に収入印紙を貼り付けること（**建設工事請負契約**は令和 6 年 3 月 31 日まで、**印紙税の軽減措置があります。詳しくは印紙税法を確認してください。**）。

## 【 提出書類について 】

| 書 類                       | 提出期限                     | 提出先                       | 備 考                                                                          |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①契約書（2 部）                 | 落札日から<br>起算して 5<br>営業日以内 | 管財課<br>（契約検査係）            | 約款・仲裁合意書は両面印刷して使用すること。<br>仲裁合意書の工事名・工事場所・日付は表紙と同じように記入し、左記の順序で綴り込むこと。        |
| 1 表紙                      |                          |                           |                                                                              |
| 2 約款                      |                          |                           |                                                                              |
| (3 備考別表)                  |                          |                           |                                                                              |
| 4 仲裁合意書                   |                          |                           |                                                                              |
| ②契約保証等                    | 契約時                      | 管財課<br>（契約検査係）            | 詳細については別途注意事項あり。                                                             |
| ③現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書 | 契約締結後<br>7 日以内           | 管財課<br>（契約検査係）<br>及び担当監督員 | 工事現場に置く主任技術者又は監理技術者は、請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の場合には専任でなければならない。 |
| ④工程表                      | 契約締結後<br>7 日以内           | 担当監督員                     |                                                                              |
| ⑤建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書（掛金収  | 契約締結後<br>30 日以内          | 担当監督員                     | 請負代金額 500 万円以上の場合に要。                                                         |

|                                                                      |                       |       |                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納書)                                                                  |                       |       |                                                                                                                                                                               |
| ⑥施工体系図                                                               | 契約締結後<br>すみやかに        | 担当監督員 |                                                                                                                                                                               |
| ⑦施工体制台帳                                                              | 契約締結後<br>すみやかに        | 担当監督員 |                                                                                                                                                                               |
| ⑧再下請負通知書                                                             | 契約締結後<br>すみやかに        | 担当監督員 | 施工体制台帳に添付。                                                                                                                                                                    |
| ⑨下請負人通知書                                                             | 下請負人契約締結後速やかに         | 担当監督員 | 金額にかかわらず、すべての下請け人について提出すること。                                                                                                                                                  |
| ⑩工事カルテ受領書(CORINS)の写し                                                 | 契約締結後<br>10日以内        | 担当監督員 | 請負代金額 500 万円以上の場合に要。                                                                                                                                                          |
| ⑪工事前払金請求書(前払金対象工事であって、(中間)前払金請求をする場合)<br>【中間前払金】<br>認定請求書<br>工事履行報告書 | 中間前払金にあっては工事の中間段階を経過後 | 担当監督員 | 請求書に(中間)前払金保証証書及び保証証書写しを添付し提出すること。<br>(電子保証の場合は、認証キー(PDF形式)をメール送信すること)<br>請求金額は請負代金額 500 万円以上の4割以内(前払金)とし、工事の中間段階に当初請負代金額の 20%以内(中間前払金)を加えることができる。<br>※(中間)前払金額は工事担当課に確認すること。 |

※ ⑤⑩以外の様式は小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可

<http://www.city.omitama.lg.jp/>

### 【 契約約款の改正について 】

令和3年4月1日に遅延利息は2.5%に改正されているので注意すること。

改正後の契約書及び約款は、小美玉市のウェブサイトよりダウンロードできますので、契約の際は必ず最新の様式を使用して契約書を作成して下さい。

※ 改正前の約款を使用する場合は、条項の追加訂正または、作成し直しが必要となります。

## 【 契約保証について 】

- 請負代金額が 500 万円以上の場合には、請負代金額の **10 分の 1 以上**の額の保証を求めます。
- 現金を選択する場合は、**契約保証金納付書**に必要事項を記入の上、**契約前に**本庁会計課にて納付すること。**契約時に領収書を確認**します。
- 利付国債等を選択する場合は、契約前に管財課契約検査係に申し出ること。「保管有価証券納付書及び還付請求書」を交付します。
- 東日本建設業保証(株)の保証を選択する場合は、**工事担当課に前払金額を確認**すること。令和 6 年 8 月 1 日から電子保証も可とします。認証キー（PDF 形式）を管財課（契約検査係）と発注担当課にメールで送信すること。
- 保証書等の日付は、**契約締結日と同日かそれ以前の日**とすること。
- 保証期間は、**契約書の履行期間を含む**ものとすること。
- **記載事項（工事名・工事場所・契約金額・保証金額・宛名・業者名称・日付等）に誤りがあると、作成し直しとなる**ので注意すること。

### 問い合わせ先

小美玉市役所 財務部管財課 契約検査係

TEL 0299-48-1111 (内線 1272)

FAX 0299-48-1199

## ※約款の訂正方法

### ●例：遅延利息を訂正する場合

(上部欄外余白)

3 字 抹 消

3 字 加 入

代表者印

#### 第 3 4 条

9 甲は、乙が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項

2.5

の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 ~~2.6~~ パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

**訂正箇所のあるページ毎**に該当箇所を訂正したうえで上部欄外余白に、「○字抹消 ○字加入」と 2 段書きし、文字の右端に少し重ねて代表者印を押印する。

### ●契約保証が免除の場合

(上部欄外余白)

第 4 条削除

代表者印

~~(契約の保証)~~

~~第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第 5 号の規定による履行保証保険契約を締結するときは、当該契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~

~~(1) 契約保証金の納付~~

~~(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~

~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払の保証を内容とする銀行その他甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証~~

第 4 条の条文**全てに取り消し線を引き、書き出しページ**の上部欄外余白に**のみ**「第 4 条削除」と記入し、文字の右端に少し重ねて代表者印を押印する。なお、小美玉市公式ウェブサ

イトから第4条が削除してある契約保証免除用の約款をダウンロードできます。